

財務省告示第三百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平

成十八年八月二十一日に発行する利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十八年八月十八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百八

十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

十八年度における財政運営のた

め の公債の発行の特例等に関する

法律（平成十八年法律第十一

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 日本郵政公社による国債の募集

の取扱い及び取得による発行

五 発行額 額面金額で四百億円

うち、財政法第四条第一項の規

定に基づき発行する利付国債に

ついては、額面金額で十九億九

千五百六十万円、平成十八年度

における財政運営のため公債

の発行の特例等に関する法律第

二条第一項の規定に基づき発行

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

する付国債については、額面
 金額で六十九億八千四百
 円、国債整理基金特別会計第
 五条第一項の規定に基づき発行
 する利付国債については、額面
 金額で三百十億九千九百八十
 四億八千九百八十万円
 五万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。
 平成十八年八月二十一日

銭 額面金額百円につき百円二十
 年一・九パーセント
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金
 額に「日本郵政公社総裁は、払込金
 額に「加え、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。」

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{62}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金(た

十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	募集期間	払場所	元利支	償還金額	償還期限

平成十八年八月二十一日	平成十八年八月四日から平成十八年八月十五日まで	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十八年六月二十日	平成二十八年六月二十日
-------------	-------------------------	------	-------------	-------------	-------------

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

規定する期日について同じ。は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う）た金額を支払う。ただし、算出した金額を次の算式により算出する。平成十八年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出する。

十三 初期利子

だ、当該国債を発行時において、当該国債を発行する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除すること。